2025年12月
確定拠出年金制度に関する広報資料

日本ITソフトウェア企業年金基金

1. ITS基金への移換について

ITS基金が受け入れ可能な資産

- ITS基金は次に掲げる私的年金制度の資産を受け入れることができます。

資産の種類	移換申出期限
企業型確定拠出年金（企業型DC）の個人別管理資産	企業型DCの資格喪失日の属する月の翌月から起算して6ヶ月後の末日
個人型確定拠出年金（iDeCo）の個人別管理資産	なし＊
企業型DCから国民年金基金連合会へ自動移換された個人別管理資産	なし＊
確定給付企業年金（DB）の脱退一時金相当額	DBの資格喪失日から1年以内
企業年金連合会へ他の制度から移換したことによる積立金	ITS基金の資格取得日から3ヶ月以内

＊iDeCo・自動移換分の資産は、いつでもITS基金へ移すことができます。

企業型DCの資格喪失者の選択肢

- 企業型DC加入の事業所を退職し、ITS基金加入の事業所に転職した方は、個人別管理資産の移換先として、次に掲げる選択肢があります。

制度の種類	運用と利率についての特徴
ITS基金（確定給付企業年金） ※ITS基金は受け入れ可能な規定あり	運用は基金全体で行う 加入中の利率：上限5% 下限0%
個人型確定拠出年金（iDeCo）	運用は加入者ごとに行う 利回りは運用結果による
企業年金連合会	予定利率は移換時の年齢によって 異なる　例：45歳未満→1.25%
企業型確定拠出年金（企業型DC） ※ITS基金と併用している場合	運用は加入者ごとに行う 利回りは運用結果による

企業型DCの資格喪失者の移換申出期限

- 企業型DCの資格喪失者は、個人別管理資産の移換先を

  「企業型DCの資格喪失日の属する月の翌月から起算して6ヶ月後の末日」

  までに選択し、移換元の記録関連運営管理機関に申し出なくてはなりません。

- 期限までに移換を申し出なかった場合、
  個人別管理資産は、国民年金基金連合会の管理下へ**自動移換**されます。

- 自動移換された個人別管理資産は、運用の指図が行われないため、
  運用による資産の増減はなく、所定の手数料が徴収されていきます。

自動移換された個人別管理資産にかかる手数料

- 2026年4月に手数料の改定が予定されています。
詳細はiDeCo公式サイトをご参照ください。

手数料名称	2026年3月まで	2026年4月から	徴収主体	備考
新規自動移換手数料	1,048円／回		国民年金基金連合会	
	3,300円／回		特定運営管理機関	
管理手数料	0円／月	40円／月	国民年金基金連合会	新設
	52円／月	58円／月	特定運営管理機関	増額
移換手数料	1,100円／回	550円／回	特定運営管理機関	減額
裁定手数料	4,180円／回		特定運営管理機関	

- 自動移換されたままにすることによる管理手数料が増額、
自動移換分を他の制度へ移換する際の手数料が減額になる改定です。

自動移換された個人別管理資産の移換

- 自動移換された個人別管理資産は、
  ITS基金やiDeCoへ移換することができます。

- ITS基金へ移換する場合は…
  ↓
  ITS基金のホームページからダウンロードした移換申出書の必要事項を記入し、
  特定運営管理機関へご提出ください。

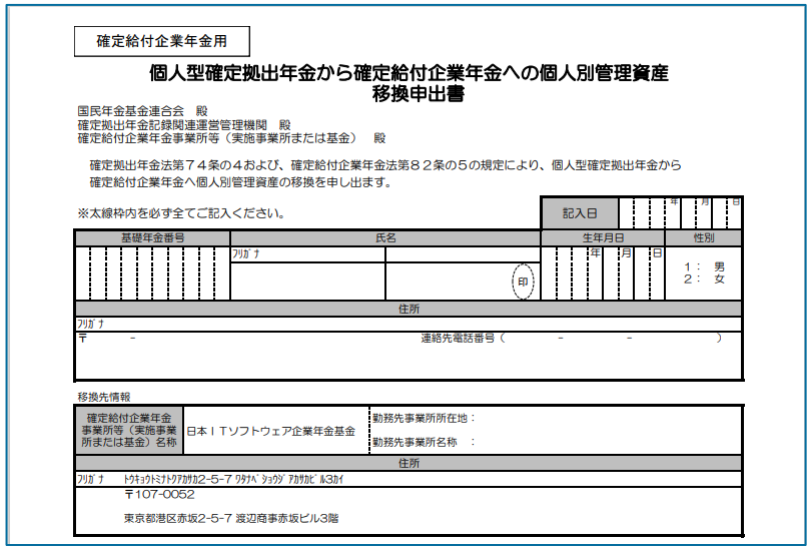

確定給付企業年金用

個人型確定拠出年金から確定給付企業年金への個人別管理資産移換申出書

国民年金基金連合会　殿
確定拠出年金記録関連運営管理機関　殿
確定給付企業年金事業所等（実施事業所または基金）　殿

確定拠出年金法第７４条の４および、確定給付企業年金法第８２条の５の規定により、個人型確定拠出年金から確定給付企業年金へ個人別管理資産の移換を申し出ます。

※太線枠内を必ず全てご記入ください。

記入日	年	月	日

基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
	フリガナ 印	年 月 日	1：男 2：女

住所
フリガナ 〒　-　　連絡先電話番号（　-　-　）

移換先情報

確定給付企業年金事業所等（実施事業所または基金）名称	日本ＩＴソフトウェア企業年金基金	勤務先事業所所在地： 勤務先事業所名称　：
住所		
フリガナ　トウキョウトミナトクアカサカ2-5-7 ワタナベ ショウジ アカサカビル3カイ 〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-7 渡辺商事赤坂ビル3階		

※この様式はiDeCo・自動移換分の資産をITS基金へ移換するためのものです。企業型DCの資産を移換するための様式は別のものになりますので、ご注意ください。

2. 他制度掛金相当額とiDeCoの制度変更

他制度掛金相当額とは

- 他制度掛金相当額とは

  確定給付企業年金（DB）の制度ごとの給付水準を所定の計算方法で掛金相当額へ換算した金額のことです。実際に納付する掛金額にかかわらず、確定拠出年金（DC）の拠出限度額の算出にはこの額が使用されます。

- 施行日（2024年12月1日）以降の日を基準日とする財政再計算を行うまでは簡易な方法で算定することが認められています。

  標準掛金の総額 ÷ 加入者数 ※千円未満の端数四捨五入

- ITS基金では、次回の財政再計算時には本来の方法（加入年齢方式）で算定し直します。

ITS基金の他制度掛金相当額

- 2025年12月現在のITS基金の他制度掛金相当額

加入制度	事業所番号	他制度掛金相当額
第１年金のみ	1XXXX	月額4，000円
第２年金のみ	2XXXX	月額3，000円
第１年金＋第２年金両方加入	3XXXX*	月額7，000円

＊加入制度は加入者ごとに判定します。事業所番号3XXXXの事業所の中には、第１年金と第2年金で加入者の範囲が異なる事業所があります。第1年金のみの加入者の他制度掛金相当額は月額4，000円です。

- iDeCoへの加入や拠出額変更の検討材料として加入者に周知する必要があり、5月に配付している「仮想個人勘定残高のお知らせ」の裏面に記載しています。

DB加入者のiDeCo拠出限度額の引き上げ

- DB加入者のiDeCo拠出限度額の引き上げ（2026年12月施行予定）

現行

月額55，000円 － DBの他制度掛金相当額 － DCの事業主拠出額

※この式で算出された額が20，000円を超えた場合は20，000円（上限）

変更後

月額62，000円 － DBの他制度掛金相当額 － DCの事業主拠出額

※20，000円の上限は廃止

DB加入者のiDeCo拠出限度額の引き上げ

- 例えば、加入する企業年金がITS基金のみ、ITS基金で加入する制度が第1年金＋第2年金の両方である場合のiDeCoの拠出限度額は…

現行
55,000 － 7,000 ＝ 48,000 ＞ 20,000

⇒ 上限である月額20,000円です。

変更後 ※2026年12月施行予定
62,000 － 7,000 ＝ 55,000

⇒ 月額55,000円に引き上げとなります。
※他制度掛金相当額が現行のままの場合

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ

- iDeCoの加入可能年齢の引き上げ（2026年12月施行予定）

加入可能年齢の上限が70歳へ引き上げられ、公的年金加入要件が撤廃されます。

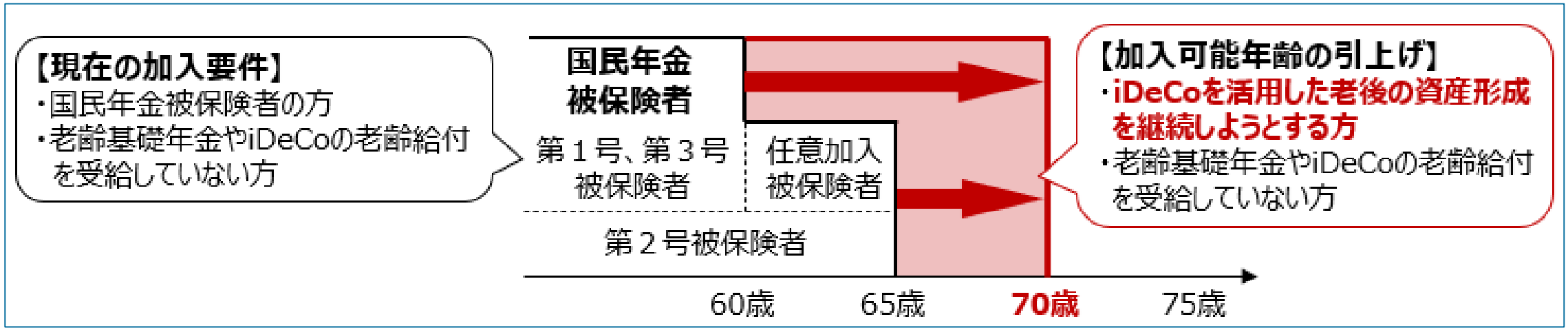

出典：厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html#h2_free8

日本ITソフトウェア企業年金基金

※本資料は2025年12月現在の法令等に基づき、作成されています。